

株式の分割に関する基準日設定公告

平成 29 年 10 月 21 日

株主各位

札幌市北区北七条西一丁目 1 番地 2
株式会社北の達人コーポレーション
代表取締役社長 木下 勝寿

当社は、平成 29 年 10 月 20 日開催の取締役会において、平成 29 年 11 月 6 日（月曜日）付をもって、当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 29 年 11 月 5 日（日曜日）（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成 29 年 11 月 2 日（木曜日））と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、当社の発行可能株式総数については、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 29 年 11 月 6 日（月曜日）付をもって、当社定款第 6 条の発行可能株式総数を、80,000,000 株から 160,000,000 株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせならびにご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 29 年 12 月上旬ごろにお届けご住所にお送りいたします。
2. 平成 29 年 11 月 6 日（月曜日）付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いします。